

特権及び免除に関する日本国政府と国際移住機関との間の協定の
説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
二	協定の主要な内容	一
三	協定の実施のための国内措置	一

一 概説

1 協定の成立経緯

我が国は、国際的な人の移動の問題を専門に扱う国際機関である国際移住機関が我が国において一層円滑に活動を行う環境を整備するため、平成十六年（二十四年）十月から、我が国と国際移住機関との間の特権及び免除に係る協定の締結に向けた交渉を行った。その結果、協定案文について最終合意をみるに至ったので、平成二十二年（二十十年）二月二十三日にジュネーブにおいて、日本側北島在ジュネーブ国際機関日本政府代表部大使と国際移住機関側スウィング事務局長との間でこの協定の署名が行われた。

2 協定締結の意義

この協定は、我が国と国際移住機関との間で国際移住機関並びにその加盟国の代表者、事務局長、事務次長及び職員が享有する特権及び免除等について定めるものである。この協定の締結によって、我が国において国際移住機関が一層円滑に活動を行う環境が整備されることが期待される。

二 協定の主要内容

この協定は、前文、本文五箇条及び末文から成り、それらの主要内容は、次のとおりである。

1 国際移住機関並びにその加盟国の代表者、事務局長、事務次長及び職員は、千九百四十七年の専門機関の特権及び免除に関する条約の一部規定に基づき専門機関並びにその加盟国の代表者及び職員（専門機関の事務局長を含む。）に与えられる特権及び免除を享有することを定める。（第一条）

2 協定の第一条に規定する特権又は免除の濫用が発生したと日本国政府において認める場合には、国際移住機関は、要請により日本国政府と協議すること、その協議により両締約者にとって満足な結果が得られない場合には、その問題は、協定の第三条に規定する手続に従って解決されることを定める。（第二条）

3 協定の解釈若しくは適用に関する両締約者の間の紛争等で、交渉又は他の合意された解決方法によって解決されないものは、両締約者がそれぞれ任命する仲裁人及びこれらの二人の仲裁人により任命され裁判長となる仲裁人の三人の仲裁人から成る仲裁裁判所に付託すること、仲裁裁判所の決定は、最終的なものであり、かつ、両締約者を拘束すること等を定める。（第三条）

4 協定の改正に関する協議は、日本国政府又は国際移住機関のいずれか一方の要請によって行われること、いずれの改正も、両締約者の間の合意によって行われることを定める。(第四条)

5 この協定の効力発生及び終了について定める。(第五条)

三 協定の実施のための国内措置

この協定を実施するための新たな立法措置及び予算措置は、必要としない。